

○夜勤手当支給規程

制 定 昭和25年3月31日 訓令第 98号
改 正 昭和27年2月11日 訓令第 114号
昭和33年6月16日 管理規程第14号
昭和37年9月28日 管理規程第2号
昭和37年12月28日 管理規程第4号
昭和42年4月1日 管理規程第4号

第1条 本企業団職員（常時勤務を要しない者を除く。以下「職員」という。）に対しては、阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例第15条に基き夜勤手当を支給する。

一部改正〔昭和37年管理規程第2号、昭和42年管理規程第4号〕

第2条 夜勤手当は夜間正規の勤務時間（休憩時間及び睡眠時間を除く。）の内、午後10時から午前5時までの間における実働時間に対して支給する。

第3条 非番の日、公休日、昼勤の日に夜勤する場合は超過勤務手当を支給する。

第4条 夜勤手当支給額は給与1時間当りの100分の25とする。ただし、1時間当りの金額が35円に満たない場合は35円とする。

一部改正〔昭和37年管理規程第4号〕

第5条 夜勤手当の支給については超過勤務手当支給規則（昭和27年2月訓令第112号）第3条及び第4条の規定を準用する。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、昭和33年4月1日より適用する。
- 2 この規程適用の日より昭和25年3月31日訓令第98号の夜勤手当支給及び昭和31年12月11日決裁の企業職員勤務手当支給暫定取扱規程は、廃止する。

附 則（昭和37年9月28日管理規程第2号）

この規程は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則（昭和37年12月28日管理規程第4号）

この規程は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則（昭和42年4月1日管理規程第4号）抄

（施行期日）

- 1 この規程は、昭和42年4月1日から施行する。